

事業主各位

新発田労働基準協会

「低圧電気取扱業務」に係る特別教育開催のご案内

労働安全衛生規則第36条第4号に掲げる業務のうち低圧（直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下の電圧）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器操作の業務に従事する労働者には、その業務に関する安全のための教育が必要です。

この度、標記「低圧電気取扱業務」に係る特別教育を、下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

日	時	会 場	定 員
10月17日(木)	9時00分 ～17時	コモプラザ 新発田市舟入町3-9-23 (Tel 0254-23-8221)	40名
10月18日(金)	9時00分 ～17時		

※ 1日目の受付は開会20分前から行います。(2日目は10分前)

2. 講習科目

- (1) 低圧電気に関する基礎知識
- (2) 低圧電気設備に関する基礎知識
- (3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
- (4) 低圧の活線作業および活線近接作業の方法
- (5) 関係法令
- (6) 低圧の活線作業および活線近接作業の方法（実技）

3. 受講料

会 員 12,000円（非会員 14,000円）
（テキスト代、実技材料代含む）

4. 申込み方法

- (1) 申込書に記入の上、FAX又は郵送等で10月7日(月)迄にお申し込み下さい。

尚、受講料は、銀行振込（銀行振込受領証のコピーを添付）又は事務局に現金持参でお願いいたします。

○胎内市新和町 2 番 5 号 (胎内市産業文化会館)

○新発田労働基準協会 (Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561)

○銀行振込先 第四銀行 中条中央支店 普通口座 No 1056361

(2) 申込み後、受講者の変更は可能ですが事前連絡をお願いいたします。

5. その他

(1) 全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。

(2) 携行品は、筆記用具、昼食、2日目の実技は作業衣、保護帽、軍手、作業靴、ペンチ、プラス・マイナスドライバー、電工ナイフ又は大きめのカッターナイフを持参下さい。

----- キリトリ -----

「低圧電気取扱業務」特別教育申込書

協会員 非協会員 (該当に✓印を付して下さい)

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭平 . .	
		昭平 . .	
		昭平 . .	

(該当に✓印を付して下さい)

受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)

事務局へ現金持参 (来場予定 月 日)

令和元年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 御中

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、本教育の実施及び修了証の管理以外は使用いたしません。